

第 1 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

A社が行った現物出資は、適格現物出資に該当する。そのため、A社は、B社に移転した資産及び負債を当該適格現物出資の直前の帳簿価額により渡したものとして、平成 29 事業年度の所得の金額を計算する。  
(法人税法第 2 条第 12 号の 14 ロ、第 62 条の 4 第 1 項)

問 2

A社が従業員に対して交付した譲渡制限付株式は、給与等課税額が生ずることが確定した日に役務の提供を受けたものとして取り扱う。よって、A社は、平成 30 事業年度において、当該譲渡制限付株式による役務提供に係る費用の額を損金の額に算入する。(法人税法第 22 条 3 項 2 号、第 54 条第 1 項)

問 3

B社が交付を受けた国庫補助金は、平成 29 事業年度において益金の額に算入し、それによって取得した固定資産について、損金経理した国庫補助金相当額の 2,000 万円を帳簿価額から減額し、同額を平成 29 事業年度において損金の額に算入する。(法人税法第 22 条第 2 項、第 42 条第 1 項)

問 4

Pは、上場株式について、外国転出時課税の規定の適用を受け、Y国から日本に移住した際に、Y国転出時の時価である 2 億円で譲渡をしたものとみなして譲渡所得を計算している。よって、Pが譲渡した上場株式の取得費は 2 億円となる。(所得税法第 60 条の 4 第 1 項第 3 項)

第 1 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法第 22 条第 3 項
②	×	Q が支払を受けた保険金は、突発的な事故により資産に 加えられた損害に基因して取得したものであることから、非 課税となる。(所得税法第 9 条第 1 項第 17 号)
③	×	A 社は、コンサルティング・サービスについて通常支払わ れるべき対価は、無償による役務の提供として益金の額に算 入される。(法人税法第 22 条第 2 項, 第 22 条の 2 第 4 項)
④	○	消費税法第 38 条第 1 項
⑤	○	法人税法第 62 条の 5 第 1 項

## 第 2 問 答案用紙< 1 >

### (租 税 法)

問題 1

問 1

(単位：円)

当期純利益の金額

.....

加算すべき金額

減算すべき金額

(受取配当等についての申告調整)

A 社株式



B 社株式



C 社株式



(所得税額の控除についての申告調整)

剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税



投資信託の収益分配金及び預金の利子に係る  
所得税・復興特別所得税



(役員給与についての申告調整)

取締役 F



(従業員賞与についての申告調整)

従業員に対する決算賞与



(減価償却についての申告調整)

構築物 G



器具備品 H



器具備品 J



一括償却資産



(建物の火災についての申告調整)

6. 建物の火災に関する資料

(1) 及び (2) について



(3) 及び (4) について

## 第 2 問 答案用紙< 2 >

### (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課についての申告調整)		
7. 租税公課に関する資料		
(1)について		100,991,000
(2)について		680,000
(3)について	997,875,000	
(4)について		15,500,000
(5)について	900,000	
(取引先に対する債権についての申告調整)		
K社	6,300,000	
L社		26,000,000
(棚卸資産についての申告調整)		
商品評価損	5,000,000	
(その他の申告調整)	. . . . .	. . . . .
 (法人税額の計算)		
所得金額	3,000,000,000	
法人税額	. . . . .	
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	2,833,070	
外国税額控除額	150,000	
中間申告法人税額	. . . . .	
納付すべき法人税額	. . . . .	

第 2 問 答案用紙< 3 >

(租 税 法)

問 2

(単位：円)

[問] 1.

	加算すべき金額	減算すべき金額
資産に係る控除対象外消費税額等	2,170,800	

[問] 2.

交際費等に含まるべき控除対象外消費税額等の金額	156,000
-------------------------	---------

問 3

(単位：円)

[問] 1.

	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) A社における申告調整		20,000,000
(2) B社における申告調整	0	

[問] 2.

	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) A社における申告調整	60,000,000	
(2) B社における申告調整		40,000,000
(3) X社における申告調整		16,000,000

## 第 2 問 答案用紙< 4 >

### (租 税 法)

#### 問題 2

(単位：円)

1. 各種所得の金額の計算

総所得金額

給与所得の金額 8,000,000

事業所得

事業所得の総収入金額 5,500,000

必要経費となる減価償却費以外の金額 4,550,000

必要経費となる減価償却費の金額 537,500

青色申告特別控除額 XXX,XXX,XXX

事業所得の金額 412,500

不動産所得の金額 2,073,100

雑所得の金額 345,000

一時所得の金額 700,000

上記以外の所得の金額 .....

総所得金額 15,000,000

退職所得金額

退職所得の金額 8,400,000

分離課税となる所得金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 497,000

土地建物の譲渡所得の金額 3,146,000

2. 所得控除の計算

配偶者控除, 配偶者特別控除及び扶養控除の合計額 630,000

上記以外の所得控除の合計額 850,000

所得控除の合計 XXX,XXX,XXX

3. 各種所得税額の計算

課税総所得金額に対する所得税額 2,925,600

課税退職所得金額に対する所得税額 1,296,000

土地建物の課税譲渡所得金額に対する所得税額 943,800

## 第2問 答案用紙<5>

### (租 税 法)

#### 問題3

(単位：円)

[問] 1. 課税売上割合の計算

(1) 不動産賃貸業における課税売上額	1,369,000,000
(2) 不動産賃貸業における非課税売上額	895,104,000
(3) 電気器具卸売業及び本社部門における課税売上額	2,492,052,000
(4) 電気器具卸売業及び本社部門における非課税売上額	14,418,000

[問] 2. 不動産賃貸業での取引についての金額

(1) 課税資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額(税込額)	64,800,000
(2) その他の資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額(税込額)	14,040,000
(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの金額(税込額)	704,116,800

[問] 3. 電気器具卸売業及び本社部門での取引についての金額

(1) 課税資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額(税込額)	2,091,420,000
(2) その他の資産の譲渡等により要する課税仕入れの金額(税込額)	3,499,200
(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの金額(税込額)	35,056,800

[問] 4. 消費税額の計算

(1) 課税標準額に対する消費税額	243,769,680
(2) 控除対象仕入税額(調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整前の金額)	160,274,268
(3) 調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整額	1,008,000
(4) 返還等対価に係る税額	523,404
(5) 貸倒れに係る税額	1,197,000